

令和6年第7回6月

# つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和6年6月4日(火) 午後1時53分から午後2時43分
2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

3. 出席委員数 36人中、36人出席

4. 出席委員名

- |           |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 松橋 正行  | 2. 古坂 光司  | 3. 高橋 敦樹  | 4. 盛 彰一   | 5. 三橋 美也  |
| 6. 杉野森由美子 | 7. 小笠原 繁  | 8. 長谷川勝則  | 9. 田戸岡 誠  | 10. 太田 善造 |
| 11. 三橋 衛  | 12. 野宮富喜子 | 13. 笠井 正己 | 14. 新岡 亮  | 15. 吉田 秀美 |
| 16. 菊池 昭二 | 17. 葛西 勝久 | 18. 秋田谷廣次 | 19. 工藤しのぶ | 20. 成田 金春 |
| 21. 杉森 広宣 | 22. 今 輝義  | 23. 鎌田 誠  | 24. 三橋 弘  | 25. 長谷川一幸 |
| 26. 工藤 恒實 | 27. 長谷川秀樹 | 28. 小山内 壽 | 29. 藤本 正彦 | 30. 工藤 正樹 |
| 31. 稲葉 武彦 | 32. 福井二三夫 | 33. 工藤 宰  | 34. 横山 治彦 | 35. 神 文敏  |
| 36. 浅見 春樹 | 計 36人     |           |           |           |

5. 欠席委員名 計0人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第 9号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務  
の実施状況について

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第32号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて

議案第33号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第34号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第35号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見に  
ついて

議案第36号 農用地利用集積計画の決定について

議案第37号 農用地利用集積計画の決定について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：竹内攻規 次長：村田龍治 係長：宮西正高 主事：一戸想永  
専門員：吉田真也 計5人

8. 会議の概要

事務局長(竹内攻規)

委員の皆様が揃いましたので、「令和6年第7回(6月)つがる市農業委員会総会」を  
開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ (藤本正彦)

本日は、ご多忙のところ総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。  
本日の出席人数は36名中、36名全員出席で本当にありがたい事だと思います。  
今日の午前中、家族経営協定の調印式に出席しました。一家族ということで無事に  
終了しました。若い農業者が経営協定を結んで農業に勤んでくれればと思いますが  
、それには、皆さんの後押しも必要だと思いますので、宜しくお願い致します。

さて、本日は6月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い  
致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（竹内攻規）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進  
行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中36名です。定足数に達しておりますので、本日  
の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。  
「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、  
議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には10番太田善造委員、11番三橋  
衛委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすること  
に、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、  
事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お  
手元に配布のとおりであります。

報告第 9号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務  
の実施状況について

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第32号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて

議案第33号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

- 議案第34号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第35号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第36号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第37号 農用地利用集積計画の決定について

以上、報告2件、議案6件、計8件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第9号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」、「報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告させます。

事務局報告（村田次長）

それでは、1ページをお開きください。報告第9号について説明致します。

令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について。令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について報告する。令和6年6月4日提出、つがる市農業委員会会長。

報告理由ですが、「農業委員会による最適化活動の推進等について、農林水産省経営局長通知並びに農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき、農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について報告するものであります。

内容については議案配布を事前に行っていることから、主な点だけ簡単に説明させていただきます。3ページをお開きください。

Ⅱ最適化活動の実施状況の1最適化活動の成果目標の（1）農地の集積。

目標の集積面積13,032ha、集積率91.1%に対して、実績は、集積面積13,109ha、集積率91.7%で目標を上回る結果となりました。

点検結果として、担い手への集積は順調に進んでいると思われまます。

続きまして、報告第10号について説明致します。8ページをお開きください。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和6年6月4日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第10号は、8ページの番号104番から12ページの番号111番までの8件です。解約は田が7件で面積は108,801㎡、畑が2件で面積は7,642㎡です。解約の理由は全て合意による解約となっております。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第32号農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（一戸主事）

13ページをお開きください。議案第32号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて」。農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分について、別紙のとおり取消し願の提出があったので承認を求める。令和6年6月4日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件は14ページの取消し願の写しのとおり1件です。14ページの案件は令和6年4月総会で農地法第3条の売買で許可されましたが、都合により取消し願を提出したものです。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があれば）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第32号の質疑を終結致します。

これより、議案第32号を採決致します。おはかり致します。

議案第32号は、原案のとおり許可処分の取消しを承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があれば）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり許可処分の取消しを承認することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第33号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（一戸主事）

それでは、15ページをお開きください。議案第33号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和6年6月4日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第33号は、15ページの番号148番から31ページの番号172番までの25件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が5件で、田が12,041㎡、畑が9,767㎡、「一般の売買」が5件で、田が10,900㎡、畑が17,697㎡、「贈与」が12件で、田が57,447㎡、畑が3,495㎡です。また、使用貸借権設定が3件で、田が122,009㎡、畑が81,304㎡、となっております。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから9ページのとおり、許可要

件の全てを満たしていると思われます。

次に、売買価格について説明致します。15ページ、148番の田は10a当り7万円、149番の田は10a当り25万円、150番の田は10a当り25万円、16ページ、151番の田は10a当り25万円、152番の畑は総額45万円、10a当り約9万5千円、153番の田は総額5万円、10a当り約23万4千円、17ページ、154番の畑は10a当り5万円、155番の田は総額30万円、10a当り約3万円、156番の畑は総額10万円、10a当り約11万9千円、18ページ、157番の田は総額226万円、10a当り約303万4千円となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第33号の質疑を終結致します。これより、議案第33号を採決致します。おはかり致します。議案第33号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は、原案のとおり決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第34号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。

この案件については、18番秋田谷廣次委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

（18番秋田谷廣次委員が退席）

議長（藤本正彦会長）

それでは、議案第34号について説明を求めます。

事務局説明（一戸主事）

それでは、32ページをお開きください。議案第34号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和6

年6月4日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第34号は、32ページ番号908番の1件です。内訳は所有権移転の「贈与」が1件で、畑が186㎡です。別添の農地法第3条調査書10ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第34号の質疑を終結致します。これより、議案第34号を採決致します。おはかり致します。議案第34号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は、原案のとおり許可することに決定致しました。18番秋田谷廣次委員、入室願います。

（18番秋田谷廣次委員が入室し着席）

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第35号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

33ページをお開きください。議案第35号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」。農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和6年6月4日提出、つがる市農業委員会会長。

番号10番の申請地は、木造林の畑1筆で面積は432㎡です。両親の面倒をみるための住宅の新築の申請です。周辺は宅地や農地であるが、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。次に番号11番の申請地は、木造出来島の田2筆で面積は584.43㎡です。風況観測塔の設置をするため3年間の一時転用申請です。農用地区域内の農地であるが、一時的な利用に供するものであり、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。次に番号12番と13番の申請地は、木造若宮の田3筆で12番の面積が293㎡、13番の面積が190㎡で合計面積は483㎡です。借家を解消するための住宅の新築の申請です。周辺は宅地や農地であるが、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。次に番号14番の申請地は、木造桜川の田が1筆で面積は247㎡です。分家するための

住宅の新築の申請です。周辺は宅地や農地であるが、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。3番高橋敦樹委員、報告をお願い致します。

（3番高橋敦樹委員報告）

本日、午前10時より、「6」番「杉野森」委員と私「3」番「高橋」、事務局長と吉田専門員の4人で確認してまいりました。

33ページの番号10番の申請の場所は、瑞穂小学校より北西に約500mに位置し、周辺は宅地や農地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

次に番号11番の申請の場所は、出来島コミュニティ消防センターより北東に約1.3kmに位置し、周辺は農地や雑種地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

次に番号12番と13番の申請の場所は、市役所より北に約300mに位置し、周辺は宅地や農地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

次に番号14番の申請の場所は、市役所より南東に約600mに位置し、周辺は宅地や農地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第35号の質疑を終結致します。これより、議案第35号を採決致します。おはかり致します。議案第35号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第36号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

それでは35ページをお開きください。議案第36号について説明致します。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年6月4日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第36号は、35ページ 番号14番から、48ページ 番号272番までです。内訳ですが、「公社への売買」で、田が1件、面積が2,792㎡です。次に、「公社からの売買」で、田が3件、畑が1件、面積が合計49,370㎡です。次に、「農地中間管理機構を通しての賃貸借」で、田と畑が1件で、面積が合計8,290㎡です。次に、「新規の賃貸借」で、田が17件、畑が1件、うち樹園地が1件、面積が合計206,586㎡です。次に、「再設定の賃貸借」で、田が2件、面積が合計29,508㎡です。

議案第36号の合計としまして、田が24件、畑が3件、うち樹園地1件、合計27件ですが、田と畑両方の賃貸借が1件ありますので、番号で数えると26件となり、面積が合計で296,546㎡となります。

それでは、売買価格について説明致します。

35ページ番号14の田は10a当り18万円です。次に、番号15の田は、総額49万円、10a当り約28万円です。次に、35ページと36ページ、番号16番の田は、10a当り25万円です。次に、37ページ、番号17の畑は、10a当り5万5千円です。次に、番号18の田は、10a当り20万円です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第36号の質疑を終結致します。これより、議案第36号を採決致します。おはかり致します。議案第36号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は、原案のとおり決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第37号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。この案件については、1番松橋正行委員、15番吉田秀美委員、18番秋田谷廣次委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(1番松橋正行委員、15番吉田秀美委員、18番秋田谷廣次委員が退席)

議長(藤本正彦会長)

それでは、議案第37号について説明を求めます。

事務局説明(吉田専門員)

それでは49ページをお開きください。議案第37号について説明致します。

「農用地利用集積計画の決定について」。農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法の規定により決定を求める。令和6年6月4日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第37号は、49ページの番号901番と902番、50ページの番号930番です。議案第37号の内訳ですが、「公社からの売買」で、田が2件、面積が合計38,660㎡、「新規の賃貸借」で田が1件、面積が11,231㎡です。議案37号の合計としまして、田が3件、面積が49,891㎡です。

それでは、売買価格について説明致します。49ページをお開きください。49ページ、番号901の田は、総額300万円、10a当り約19万3千円です。次に、番号902の田は、総額450万円、10a当り19万4千円です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議長(藤本正彦会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ないようですので、議案第37号の質疑を終結致します。これより、議案第37号を採決致します。おはかり致します。議案第37号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は、原案のとおり決定致しました。

1 番松橋正行委員、1 5 番吉田秀美委員、1 8 番秋田谷廣次委員入室願います。

(1 番松橋正行委員、1 5 番吉田秀美委員、1 8 番秋田谷廣次委員が入室し着席)

議 長 (藤本正彦会長)

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程(案)について (竹内事務局長)

1) 日 時 令和6年7月8日(月) 午後2時00分より  
場 所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

2) 日 時 令和6年8月7日(水) 午後2時00分より  
場 所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

2. 事務連絡

- 1) 令和6年度西・つがる地区農業委員会大会について(宮西係長)
- 2) 令和6年度 農業者年金加入推進活動計画の策定について(宮西係長)
- 3) 農地パトロール(利用状況調査)のお願いについて(吉田専門員)
- 4) 農用地のあっせんをお願いについて(吉田専門員)
- 5) 令和6年 田畑売買価格等に関する調査について(一戸主事)

議 長 (藤本正彦会長)

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

(発言がなし)

議 長 (藤本正彦会長)

以上をもって、「令和6年第7回(6月)つがる市農業委員会総会」を閉会致します。